

第13期第1回福岡県個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

平成28年5月19日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟特9会議室

3 出席者（五十音順）

相本倫子 委員

江島玲子 委員

小林登 会長

櫻井幸一 委員

永井ケイ子 委員

村上英明 委員

4 審議事項

- (1) 会長の選任について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の委員の指名について
- (4) 部会長の選任について
- (5) 部会長職務代理者の指名について
- (6) 個人情報の提供の制限に関する例外について（諮問・答申）
- (7) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況について

5 会議の内容

【事務局】

ただいまから、第13期第1回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。

私は、県民情報広報課情報公開係長の森久と申します。本日、会長選任までの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、委員の改選がございましたので、開会の前に、野上県民情報広報課長より、辞令を交付させていただきます。委員の皆様方は、お名前をお呼びしますので、その場で御起立ください。

相本倫子様。

辞令。相本倫子殿。福岡県個人情報保護審議会委員を委嘱します。平成28年5月13日、福岡県知事、小川洋。

よろしくお願いいたします。

江島玲子様。

よろしくお願いいたします。

小林登様。

よろしくお願いいたします。

櫻井幸一様。

よろしくお願いいたします。

永井ケイ子様。

よろしくお願いいたします。

村上英明様。

よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、野上課長から御挨拶申し上げます。

皆様、おはようございます。今年4月1日付けの異動で県民情報広報課長に就任をいたしました野上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、第13期第1回の個人情報保護審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、4名の方々が前期に引き続きまして、また、5名の方々が新たに委員として御就任いただいております。委員の皆様におかれましては、快く委員就任をお引き受けいただき、重ねまして御礼を申し上げます。今後、2年間でございますが、本県の個人情報保護制度の推進に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年度は、番号利用法の制定、そして、行政不服審査法の全部改正に伴う福岡県個人情報保護条例の改正に際しまして、本審議会から2件の答申をいただきました。おかげさまで、無事に条例改正を行うことができました。改めて感謝を申し上げます。

さて、個人情報保護制度に関する最近の動向を見ますと、個人情報に該当するかどうかの判断が困難な、いわゆるグレーゾーンが拡大していること、また、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要とされていること、事業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのパーソナルデータが流通していること、こういったことを背景としまして、昨年9月に個人情報保護法が改正されました。また、現在、国の行政機関等個人情報保護法の改正法案が国会で審議されております。

このような国の動きを踏まえまして、本県におきましても、個人情報の定義の見直し等の条例改正を検討しているところでございます。現時点で改正の時期は未定でございますけれども、いずれ、本審議会に諮問をさせていただくことになると考えておりますので、その際は、委員の皆様のお助力をよろしくお願い申し上げます。

このように、マイナンバー制度の導入をはじめとしまして、最近の個人情報を取り巻く環境は大きく変化しております。本県といたしましても、このような状況に適切に対応し、個人情報保護制度のさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、御指導、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、第13期第1回目の会議でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料1、第13期福岡県個人情報保護審議会委員名簿を御覧ください。

西日本新聞社編集局報道センターデスク、相本倫子委員でございます。

【相本委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

ビスネット消費生活アドバイザー、江島玲子委員でございます。

【江島委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

弁護士の小林登委員でございます。

【小林委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

九州大学大学院システム情報科学研究院教授の櫻井幸一委員でございます。

【櫻井委員】

おはようございます。

【事務局】

福岡県民生委員児童委員協議会評議員、うきは市民生委員児童委員協議会会長の永井ケイ子委員でございます。

【永井委員】

よろしくお願いいたします。

【事務局】

福岡大学法科大学院教授の村上英明委員でございます。

【村上委員】

村上です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日は、委員9人のうち6人の委員に御出席いただいておりますので、福岡県個人情報保護条例第54条第2項に規定する定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日、傍聴者はありません。

続きまして、本日、会議に出席しております事務局の職員を自己紹介させていただきます。お手元の資料2を御覧ください。

皆様、おはようございます。県民情報広報課の県政情報監、山田と申します。よろしくお願いいたします。

県警の情報公開室の吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

県警の情報公開室の永島と申します。よろしくお願いいたします。

県民情報広報課情報公関係の牟田と申します。よろしくお願いいたします。

同じく県民情報広報課情報公関係の日隈と申します。よろしくお願いいたします。

同じく県民情報広報課情報公関係の山本と申します。よろしくお願いいたします。

同じく県民情報広報課情報公関係の高野と申します。よろしくお願いいたします。

市町村支援課調整係長の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様及び事務局職員の紹介は、以上でございます。

恐れ入りますが、課長は、所用のためここで退席させていただきます。

それでは、議題（１）「会長の選任について」に入ります。

福岡県個人情報保護条例第５２条第２項の規定により、会長は委員の皆様のうちから互選することとなっております。

会長の選出について、御意見はございませんでしょうか。

【相本委員】

私からよろしいでしょうか。弁護士の小林委員を御推薦したいと思います。御経験からいっても適任かと思えます。

【事務局】

ありがとうございます。ただいま、相本委員から小林委員を推薦するとの御意見がございました。御異存がなければ、小林委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【事務局】

全会一致で小林委員が会長に選任されました。

早速ではございますが、小林会長は会長席へお移りください。

小林会長には一言お言葉を頂戴いたしまして、この後の議事の進行をよろしくお願ひします。

【小林会長】

ただいま会長に選任されました弁護士の小林と申します。私は、１期前の２年前からこの委員を務めさせていただいております。私は弁護士ではありますが、個人情報に関しての法的な知識があるかといわれると、そう詳しいというわけではございません。前任の岡本会長に比べ全く足元にも及ばない浅学の身であり、本当に良いのだろうかと思っておりますが、皆様の御協力を賜りながら議事を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

次は、議題（２）「会長職務代理者の指名について」です。

福岡県個人情報保護条例第５２条第４項の規定によりますと、会長職務代理者は会長の指名となっておりますので、私が指名することになります。村上先生をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【村上委員】

どうぞよろしくお願ひいたします。

【小林会長】

よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、議題（３）「部会の委員の指名について」です。

資料４を御覧ください。福岡県個人情報保護審議会の組織図がありますが、この審議会には全体会、部会として第一部会と第二部会があります。第一部会が審査請求の部会で、第二部会が住基法や番号利用法等に関する部会です。この部会の委員は、条例第５５条第２項の規定により、会長が指名することとなっております。

それでは、事務局より名簿を配付させていただきます。

今、事務局からお手元にお配りいただきました名簿のとおり、相本委員には第一部会、江島委員も第一部会、私も第一部会に入ります。それから、櫻井委員は前期からということで、引き続き第二部会でよろしく願いいたします。また、永井委員は第一部会、村上委員も第一部会でお願いしたいと思っております。あと、今日は御欠席であります。森委員、佐々木委員、そして山元委員には第二部会をそれぞれお願いすることにいたします。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、議題（４）「部会長の選任について」でございます。

こちら、条例第55条第3項の規定により、部会に属する委員の中から部会長を互選することになっております。

まず、第一部会の部会長はどなたがよろしいでしょうか。何か御意見ございますか。

御意見がないようであれば、事務局の方で、どなたか御提案はございませんか。

【事務局】

村上委員にお願いしたいと思えます。

【小林会長】

ただいま事務局から、村上委員に第一部会の部会長をとのお話がありました。ほかに御意見がなければ、村上委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

それでは、第一部会の部会長は村上委員とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

【村上委員】

よろしく申し上げます。

【小林会長】

次に、第二部会の部会長ですが、どなたかございませんか。

そうしましたら、事務局の方で御提案がありますか。

【事務局】

小林会長にお願いしたいと思えます。

【小林会長】

私をということで御提案いただきましたけれども、私が兼務させていただいてもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

では、よろしく願いいたします。私が第二部会長を兼務するというにいたします。

続きまして、議題（５）の「部会長職務代理者の指名について」です。

各部会につきましても、全体会と同じく職務代理者を指名することになっております。そして、この代理者の指名も、条例第55条第5項によりまして各部会長が指名するこ

とになっております。

先ほど選任されました村上第一部会長から、職務代理者の御指名をお願いしたいと思います。

【村上委員】

恐縮ですが、小林会長をお願いしたいと思います。

【小林会長】

私が全部受け持つことになって申し訳ないのですが、第一部会の職務代理者は、私とさせていただきます。

次に、第二部会の職務代理者は私が指名することになります。前期に引き続きまして、櫻井委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【櫻井委員】

はい。

【小林会長】

よろしくお願ひいたします。

これで、各職の選任は終了となります。

それでは、次に、議題（６）「個人情報の提供の制限に関する例外について（諮問・答申）」でございます。事務局から御説明いただけますか。

【事務局】

事務局の山本です。よろしくお願ひします。

福岡県知事（子育て支援課）から、当審議会に、個人情報の提供の制限に関する例外について諮問がございましたので、御審議をお願いします。

諮問事項の説明の前に、福岡県個人情報保護条例第５条「個人情報の利用及び提供の制限」について、御説明いたします。

資料５を御覧ください。

まず、個人情報の提供の制限についてです。

お手元の個人情報保護事務の手引Ⅰの１９ページに、黄色の附箋を貼っていますので、そちらを御覧ください。

第５条第１項は、「実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。）を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。」と、個人情報の目的外利用及び提供の制限について規定しています。

ここで実施機関という言葉が出てきますので、意味を説明いたします。手引の３ページの条例第２条第４号を御覧ください。オレンジ色の附箋を貼っているところになります。実施機関とは、知事、教育委員会、警察本部長等、条例を実施する機関のことをいい、個人情報を取り扱う事務を処理する基本的な組織の単位となります。

では、手引の１９ページに戻って説明いたします。

先ほど、条例第５条第１項で、個人情報の目的外利用及び提供を禁止していると説明いたしました。

例えば、審議会委員の皆様の報酬及び旅費をお支払いするため、金融機関の口座番号を収集しておりますが、第三者である県の指定金融機関の福岡銀行に報酬及び旅費の支

扱事務を行わせるため、委員名及び当該委員の口座番号を提供することは、個人情報取扱事務の目的の範囲内となります。反対に、講演会の参加者名簿を本人の同意を得ずに市町村の発行する刊行物の送付先の名簿として利用することは、目的を超えた利用及び提供となりますので、禁止されるということになります。

同条第2項では、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を超えて当該個人情報を利用し、又は提供することができる。」と規定しており、第1号から第6号までのいずれかに該当する場合は、例外的に目的外利用及び提供ができることを定めています。第6号は、第1号から第5号までのいずれにも該当しない場合に、福岡県個人情報保護審議会の意見を聴くことを要件として、実施機関が公益上必要があると判断したものについて、目的外提供ができることとしたものです。今回の案件は、第6号の規定により実施機関から諮問があったもので、公益上の必要性、合理性、本人の権利利益を不当に侵害するおそれの有無等の観点から、御審議いただきたいと存じます。なお、過去の目的外利用提供についての事例は、個人情報取扱事務の手引Ⅱの140ページから145ページまでに記載されております。140ページに青色の附箋が貼ってありますので、御確認ください。

それでは、諮問実施機関でございます子育て支援課から説明させていただきます。

【諮問実施機関】

子育て支援課の野中と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

今回の内容につきましては、子育て支援課が保育士登録事務を行う際に、保有しております個人情報を政令市等に提供することについての可否を御審議いただくものでございます。

まず、今回、この事業を実施することになった背景と事業の概要について、御説明させていただきます。

現在、保育所に入所できない待機児童は都市圏を中心に全国的な問題となっており、本県におきましても、昨年の待機児童数が759名で、喫緊に解消すべき課題となっております。保育定員を拡大するために施設整備等が現在も進められておりますが、施設を用意しても保育士の確保ができず、定員増が図れない園が多数存在しており、保育士不足が深刻な課題となっております。現状、保育士養成校を卒業された方が保育施設に就職される割合は半数程度であり、また、保育士になった後に結婚や出産を機に離職され、そのまま就労されていないという方、いわゆる潜在保育士となっておられる方が全国で約70万人いるという報告もございます。本県におきましても、現在、保育士登録数57,975名のうち、7割程度が潜在保育士と推定されております。

そこで、今回、子育て支援課が保有する保育士登録情報を活用して、潜在保育士に保育現場への復帰を促し、保育人材の確保を目指すために、個人情報の目的外使用について御審議いただきたいと思っております。

事業の具体的内容につきましては、福岡市、北九州市、久留米市が所管する保育士・保育所支援センターにおきまして、就労情報調査や再就職の意向確認を行い、その結果に基づいて研修会等の案内を行うために、個人情報の活用をしたいと考えております。

保育士・保育所支援センターには、保育士の再就職支援のコーディネーターを配置しております。求職者のニーズに合った就職先の提案や求職者と雇用者双方のニーズ調整等の業務を行っております。参考までに、福岡市の支援センターのパンフレットの写しを提出させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の個人情報の活用につきましては、早期に待機児童の解消をすることを目的として、保育人材の確保を行うために活用するものでございまして、緊急性、公益性が高いと考えております。また、保育士登録情報を活用することが合理的手段と判断されるため、その提供につきまして御承認いただきたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小林会長】

御説明ありがとうございました。

ただいまの説明につき、何か御意見や御質問はございませんか。

【相本委員】

この保育士登録情報とは、保育士資格を持っている人のこういった情報が含まれるのでしょうか。例えば住所とか。

【諮問実施機関】

お名前と性別、生年月日、それから住所です。

【相本委員】

その情報は、本人が転居によって県外に出しまったり県内の市町村に移ったりした場合に、どんどん更新されていくのですか。

【諮問実施機関】

更新は行っていない状況です。登録時の情報になります。

【村上委員】

福岡市と北九州市と久留米市の三つの支援センターに登録情報を全部送るのですか。つまり57,000人分ぐらいを。

【諮問実施機関】

はい。

【村上委員】

例えば北九州の支援センターには、大牟田の方に住んでおられる方の情報は必要ないですよ。

これは、こういう研修会に出てきてほしいとかいろいろな呼びかけを行うものなのでしょう。ですから、おそらく最初はアンケート調査をするわけですよ。

【諮問実施機関】

はい。

【村上委員】

そうすると、それぞれの地域では不要になる情報も含まれることになると思いますが、そこは切り離せないということですね。

【諮問実施機関】

北九州市には北九州市の住所で登録された方の情報だけを送ります。福岡市も久留米市もそうです。

【村上委員】

送らないのですね。

【諮問実施機関】

送らないこととしています。

【村上委員】

そのほうが良いかなと思います。

それからもう一つ、これは、調査あるいはいろいろな呼びかけのために、要するにその住所に案内を送るために情報を提供されるのですよね。そのときに、性別と生年月日は必要なのですか。

【諮問実施機関】

生年月日につきましては、実際、保育に当たっていただかなければいけないので、年齢があまり高い方に送っても、結局、働いていただける可能性が低いということで、ターゲットも絞らせていただくことになります。

【村上委員】

それは、支援センターで絞り込みをかけるということですか。こちらは全部送るわけですからね。

【諮問実施機関】

そうです。

【村上委員】

支援センターで絞り込むために生年月日が要ということですね。

【諮問実施機関】

はい。

【村上委員】

分かりました。

もう1点だけ。支援センターと福岡市、久留米市等々との法的な関係はどうなっているのですか。福岡市の支援センターのパンフレットが資料として付いているのですが、市の担当の課の中に支援センターがあるということですが。

【諮問実施機関】

そうです。

【村上委員】

福岡市の職員の方が兼務されているのでしょうか、それとも、別の第三者的な機関なのでしょうか。例えば、福岡市が実質的に絡んでいれば福岡市の個人情報保護条例が適用されますので、提供された個人情報についても条例で保護が図られるわけですが、別団体となるとそうはいかないですね。そうなると、福岡市として、あるいはそれを送った福岡県として、提供した個人情報の保護やセキュリティに配慮しておく必要があると思うのですが。どうですか。

【諮問実施機関】

市直営という形になっております。

【村上委員】

そうしたら、一応、条例の適用ありと考えてよろしいですか。

【諮問実施機関】

はい。

【村上委員】

分かりました。

【櫻井委員】

これは、過去何年間ぐらいのデータになるのですか。

【諮問実施機関】

登録が始まってからの累積になります。

【櫻井委員】

そうすると、登録人数は毎年増えることになるのでしょうか。どういう状況でしょうか。人数の推移というか。

【諮問実施機関】

毎年、累積は増えてくことになります。

【櫻井委員】

何千人、何万人とか、データ件数の推移は分かれますか。

【諮問実施機関】

大体、何千人単位です。

【櫻井委員】

何千人単位ですか。

あと、登録するときは、その情報の取扱いを断っているのですよね。おそらく、こういう情報提供に活用するとは言っていないので、ここで諮問されているわけですよね。そのときは、どう断っているのですか。

【諮問実施機関】

登録するときの意思確認という意味でしょうか。

【櫻井委員】

本人たちは登録時の情報をどう利用されるかを御存知なのですかね。

【諮問実施機関】

本来は、保育士として登録するという趣旨だけですので……。

【櫻井委員】

もともと何のために登録されるのですか。

【諮問実施機関】

保育士として働くための資格を県において管理するためです。

【櫻井委員】

資格を県が管理する。もともと資格はどこのものなのですか。国家資格ですか。

【事務局】

国家資格でございまして、実際に保育園で保育士として働くときは、保育士登録証という書類が必要になります。その登録事務を福岡県で行っているということです。だから、県内であれば、どこの市町村の方であっても、福岡県知事名の保育士登録証を発行してもらうということです。

【村上委員】

登録することによって仕事ができるということでしょう。

【事務局】

そうです。

【相本委員】

先ほど、教育機関を卒業して資格が取れる段階の方たちがいて、そのうちの半数しか実際には登録されていないということをおっしゃっていましたがけれども。

【諮問実施機関】

全員が登録しているかどうかは分かりませんが、登録されている状態で、働き先としては、保育ではなく違うところということで、保育現場には行かないという選択をされている現状になります。

【村上委員】

登録はしてあるけれども、実際には働いていないという方が7割ぐらいおられるという話ですよ。それを掘り起こすのですね。

【相本委員】

例えば、何らか他業種への就職で履歴書を書く場合に、国家資格を持っているけれども登録はされていないという方もたくさんおられるということでしょうか。

【諮問実施機関】

いや、それはあまりないと……。

【相本委員】

では、資格を取っていれば大体登録されていると考えていいのですか。

【諮問実施機関】

はい。

【村上委員】

登録しないと仕事ができない。弁護士とかと同じということでしょう。

【小林会長】

大半の方は登録されるけれども、では、実際に保育士として働くかという、別の仕事があったからそちらに行かれるということでしょう。よく、「私は保育士の資格は持っていますけど」という方がおられますよね。そういうことですね。

【櫻井委員】

働きたい方にはこういう文書は歓迎するところでしょうけれども、いろいろな理由で辞められて、もう勘弁してくれという方もいらっしゃる、そういう人が受け取られたら、何でこんな文書が送られてきたのかと思われる方もいるのではないかと思います。その問合せがあったら、ちゃんと説明できる体制が必要だと思います。

【諮問実施機関】

はい。送るときには、鑑の文書を付けるようにするとか。

【櫻井委員】

先方に見れば突然来るわけですからね。

【諮問実施機関】

そうですね。今回の調査の意図は、お知らせしたとおりなのですが。

【永井委員】

ニュースなどで、保育士が不足しているという状況があることは御存知かもしれませんが。

【小林会長】

そういう報道も最近は結構ありますので、ある程度、国の施策がそういうことだからということで理解していただけるかもしれません。

【櫻井委員】

例えばホームページに出すとか、いろいろ手法はあると思うので。

【諮問実施機関】

はい。丁寧に説明していく形で対応したいと思います。

【江島委員】

私も、先ほど櫻井先生がおっしゃった内容のとおり、実際に登録をする、つまり、資格を取ったら登録して自分のキャリアアップの手段にしたいというのは当然だと思っています。ですが、それをどう利用するかはまた別問題ということで、そういう御案内が送られたときに、この情報はどこから来たのだろうと疑問を持つ方は多分におられると思います。この研修会の趣旨なり、こういう御案内を送った趣旨はその中に記載してあるというのは当然だと思えるのですが、自分の個人情報はどういう形で入手されたのかについて、御説明するというのも必要かと思っています。

【諮問実施機関】

実際、文書を送らせていただくときに、そういった旨の注釈も入れさせていただこうと思っています。審議会で御審議いただき、この登録の情報を活用させていただいているということをして……。

【江島委員】

そういうことを入れていただけるわけですね。

【諮問実施機関】

はい。

【江島委員】

分かりました。

【櫻井委員】

結構大変な量の郵便になると思われるのですが、業者に委託せずにそちらで対応されるのですか。大抵どこかに業務を委託しますよね。そこら辺で何か決まりとかあるのでしょうか。郵送したりするときの事故がよくあって、業者さんから漏れてですね。

【諮問実施機関】

業者には再委託しないという……。

【櫻井委員】

再委託してはいけないという規則があるのですか。

【事務局】

資料5の上から4枚目を御覧ください。

最後の(4)に、提供に係る個人情報に付する制限とあり、まず利用目的の制限として、当該事務に限定しますということ、あと、第三者へ提供してはだめですよということを条件にしています。この条件を付しているというのが、先ほど、個人情報保護事務

の手引を見ていただきましたけれども、条例第5条第3項に基づき、実施機関において提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとしています。この規定に基づいて、諮問書の4ページの(4)の条件が付されているということでございます。

【小林会長】

個人情報をほかの行政機関に渡すということは、第三者に対する提供になるわけですよ。

【事務局】

委託する場合は、第三者提供にはなりません……。

【小林会長】

今、櫻井先生が言われたのは、一般の業者に郵送等を委託してしまうということですよ。

【村上委員】

それはないでしょう。センターに情報を渡すときに、ちゃんと個人情報の取扱いについての注意書きを一緒に送るのでしょう。そこで業者に委託しないとか。こちらからの要望を全部お伝えしますものね。

【小林会長】

直接センターで送付するということですね。

【江島委員】

提供した個人情報の有効期限のようなものはあるのですか。この年度限りとか。例えば、一旦情報をもらったら、ある程度半永久的に使いますということですか。

【村上委員】

向こうのデータベースに入るのでしょうか。

【江島委員】

使えるということですね。

【村上委員】

提供は1回限りですか。毎年新たな登録情報を送るのですか。今年度だけですか。

【諮問実施機関】

今回だけです。

【村上委員】

継続事務ではないのですね。

【江島委員】

では、そういう必要が生じた場合には、審議会に諮って提供するという形ですか。

【小林会長】

今回の審議は、まずアンケートを最初に送る、それに当たって情報を提供するという、その審議ということですよ。

【村上委員】

データベースに入ると言いましたが、データで送るのですか。

【諮問実施機関】

データで送ることになっています。

【村上委員】

そうになると、やはり、向こうのコンピュータに入りますよね。

【諮問実施機関】

はい。

【村上委員】

そうすると、使ったら返してくれとはいかないわけですよね。

【櫻井委員】

私も最近、大学でも同じような案件があって、結局どうしているかという、ハードディスクを渡して、一切コピーをしませんと断らせて、それでまた返してもらうというのをやっています。だから、お互い信用のもとでやっているのでしょうか。市とかはそんな感じでしているみたいですね。

【村上委員】

ええ。だから、最初にお伺いしたのは、センターが福岡市の条例によりどれほど秘密を守るというか。それを聞いたのですけれども。市の機関だそうなので、そこは大丈夫でしょう。

【江島委員】

もう一つよろしいですか。提供に係る個人情報に関する制限というのが付けられるのですが、この制限がきちんと守られているかの確認はされるのでしょうか。それとも、してください、守ってくださいよと言って、それだけということなのですか。報告を求めるとか、点検をするとか。なかなか難しいとは思うのですけど。

【諮問実施機関】

そういう話は、義務付けがないのですか。

【事務局】

そうですね。そこまでは。

【江島委員】

では、信義則という感じなのですかね。

【諮問実施機関】

そうせざるを得ないと、担当部署としては思っています。

【江島委員】

向こうも、それを破ることは、結局、規則に違反するということではあるからですね。

【村上委員】

条例上、重い罰則が付いていますので。

【江島委員】

なるほど。

【相本委員】

例えば、今回のこのケースで提供が良いであろうということになった場合、今後、また同じような状況が起きたときは、こういう審議会に諮るのではなくて、こういう前例がありますからということで運用されていくのか、それとも、今後こういう必要性がもっと高まるであろうということで、新たに登録する際にこういった形の情報提供があり得ますということ、あらかじめ何らかの規定を作って、登録事務を運用していくとする

べきなのか。これから先の展望についてどのようにお考えでしょうか。

【事務局】

先ほど申し上げましたとおり、この諮問は今回限りです。来年度から、卒業される方が増え、新たに登録の保育士がだんだん増えていくということになれば、相本先生がおっしゃったように、毎回審議会に諮るのではなく、利用目的の変更ということで、保育士登録に関わるものだけではなく、こういった事務にも利用しますと、あらかじめ本人に明示しておくことで対応すべきではないかと思っています。

【村上委員】

先ほど櫻井先生が言われたように、毎年数千人単位で登録が増えているのでしょうか。そうすると、この利用目的を効率化させるためには、やはり毎年やらないといけないと思うのですが。どうなのですか、今回限りというのは。

【諮問実施機関】

その辺は、今後の課題として検討していきたいと思います。

【村上委員】

そうすると、今回は今回限りのものですが、次回また同じようなものが出たら、次回は次回でまた審議にかけていただかなければいけないのでしょうか。そのときに、継続事務として、これからは審議にかけなくて良いということ、併せて諮問されれば良いと思います。

【小林会長】

基本的には、今登録されている人の情報についてどうしましょうかというのが、今回の審議の対象です。来年度に登録される人の分までは含まれていないから、もしも来年度も同じようにやるというのであれば、またもう1回審議にかけていただくか、それが面倒であれば、やはり規定を作って、こういう目的での利用があるということを知っていただくかになるかと思いますね。

【櫻井委員】

ここの2番目に、性別と生年月日とありまして、先ほど、生年月日も送るとおっしゃいましたが、これは、郵送のための手段の情報を送るということですか。

【村上委員】

いえ、絞り込みと聞きました。センターの方で絞り込むらしいです。

とりあえず要るのは名前と住所だけですね。

【櫻井委員】

私もそう思ったのですが。

【村上委員】

生年月日というのは、センターの方で、どういう年代の保育士さんに案内を出すかという絞り込みをかける可能性があるということ……。

【櫻井委員】

そこは、センター側、つまり各市の方針だということですかね。ただ、下手な言い方をすると、何となく差別かなと。

【村上委員】

生年月日というのは非常に重要な、保護の要請の高い個人情報だと思います。性別も

そうです。とりわけ女性の方が多いため、生年月日を気にされる方は結構いらっしゃると思います。

【櫻井委員】

ですから、平等性を重視すれば、そういうのを気にせず全員に送って、後のデータの収集は個人に任せるとというのが、多分一番安全なやり方ではないかと思いますね。

【村上委員】

私もそちらが良いと思います。センターで集める方が良いですね。

【諮問実施機関】

実際、送る事務に関しての費用等の関係を考えて、絞り込みを行いたいというのが…

【櫻井委員】

それは、現場の問題として考えることかなと。

【村上委員】

私も櫻井先生と同じ考えで、こちらとして出すのは必要最小限度の情報にすべきだと思います。そうすると、名前と住所だけで良いわけですね。あと、その保育士さんにどのように呼びかけるか、どのようにするかというのは、それぞれのセンターが考えれば良い話なので、センターの方でいろいろ案内を出されて、そして、そこで情報を本人から取るというのが原則かなという気がしますがそれでも、その辺の便宜もこちらで図ろうという話でしょう。

【諮問実施機関】

そうですね、はい。

【村上委員】

ただ、最初の話に戻って恐縮ですが、案内が来た保育士さんにとってみると、名前と住所はこういう手続で知らされたのだなというのは分かる、でも、併せて生年月日と性別までセンターが握っているということは知らないですね。それは、ここが意見を言ってもしょうがないですねという話で、一応、手続的には公平性もありますので良いのだけれども、御本人にとってみると、後で知ったときにあまり良い気はしないですね。

【櫻井委員】

例えば、Aさんには来てBさんには来なかった。そこで、お互い知り合いだったとなると、やはり年齢で差別しているのではないかなというようなことが当然話に出るのかなと。日本は良いですけど、外国はそういうので訴えられたりしますからね。説明できるようにしていた方が良いですね。案内を出した方も。

【村上委員】

あり得る話ですね。

【櫻井委員】

何が起こるか分からない、最近、特にセンシティブな問題ですから重要ですね。新聞とかに書かれたり、いろいろ言われたり。

【村上委員】

私も、先生の御意見に賛成ですね。生年月日と性別については、説明ができるように

しておかなければいけない。

【相本委員】

生年月日をあえて入れなくても、登録年で大体推定されるのではないですか。だから、そちらの情報を使っていく方が、先ほどおっしゃったようにできるだけ個人情報を絞っていくという意味では、安全なのかなという気がするのですが。

【櫻井委員】

ダイレクトメールも良いのでしょうかけれど、テレビに出したり、ニュースに出したり、ラジオに出したり、おそらくそういう訴え方の方が一番安全といえば安全なのでしょうね。どちらのほうがある効果があるのかは分かりませんが。

【諮問実施機関】

実際、答申をいただいて、生年月日と性別等は必要ないということであれば、住所とお名前だけをお送りする形で対応したいと思います。

登録は平成16年から始まりましたので、平成16年以前に資格を取られた方は年齢が分からないというのは実際ありますね。

【小林会長】

平成16年以前は登録事務がなかったと。

【諮問実施機関】

一気に平成16年に登録をしてくださいという形で始まりました。

【小林会長】

そうだったのですね。

【諮問実施機関】

昔の資格を取得された方が、保育証がないと働けないと言って後から登録されることもあります。平成27年度に50代ぐらいの人が登録する可能性もあります。

【小林会長】

ほかに、御意見はございませんか。どうぞ。

【江島委員】

こういう情報提供をして、例えば、潜在保育士が7割くらいいるのではないかと想定されていらっしゃるけれども、だいたいどのくらい対応ができそうかといった予想はありますか。

【諮問実施機関】

実際、この調査を平成25年に神奈川県で1回やっている実績があるのですが、あまりたくさんの回収があっているわけではなく、当時、回収率は34.6%となっております。

【江島委員】

しかし、34.6%の回収率というのは、別の見方からするととても高い回収率かなと思うのですが。

【櫻井委員】

おっしゃるとおりですね。

【江島委員】

この保育士のニーズはある意味で待ったなしだと思うのですよね。だから、打てる手

は幾つも打った方が良いかなと思います。

【諮問実施機関】

そうですね。やれることをやりたいと思います。

【小林会長】

よろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局】

先ほどから御議論されている提供する個人情報ですけれども、諮問実施機関からは、4項目、氏名、性別、生年月日、住所ということで出てきております。この審議会で、今、議論がありましたとおり、氏名と住所だけで良いのではないかということであれば、今から説明させていただく資料6で、個人の類型という項目がありますけれども、その下にでも、提供する個人情報として「住所と氏名」と書けば、提供はこれだけしか認めませんということになります。

【小林会長】

今、議論をお聞きしている限りでは、提供すること自体は認めるべきだろうというのが皆さんの御意見だろうと思います。ただ、やはり必要最小限にすべきだということなので、それからいくと、氏名、住所だけということと、あとは、審議会の答申を受けた上で情報が提供されて、それで皆さんのところにこういうアンケートを送っているのですよということを、アンケートを送る要旨のところに記載するといったところでしょうか。それが、先ほどの議論の中で出てきた条件かなと思うのですけれども。大体それぐらいでいいでしょうかね。そういう条件を付けることは、もちろん構わないわけですよ。

【事務局】

そうですね。答申の中で、提供する個人情報として氏名と住所だけと書いていただければ、審議会で決めたということも分かります。

【小林会長】

今、私が申し上げたのは、提供すべき情報を限定するということと、そういう情報をセンターがどうして知っているのかをどこかに明記するということですが、

ほかに何か、これを認めるに当たっての条件等がありますか。それぐらいでよろしいでしょうか。それを前提に、今日のこの提供については適当と認めるということだと思えるのですけれども。それでよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

そうすると、この答申案が若干変わることになりますね。

【村上委員】

提供する個人情報を、この中に具体的に書かなければいけないですね。保育士登録情報としか書いていないから。

【事務局】

答申案の方ですね。

【小林会長】

そうしましたら、引き続いて、その答申案ですけれども、一応、事務局で事前に作っ

てきていただいていると思います。では、これを御説明いただいた上で、1枚紙ですが、その中にどう記載するかという話なのかと思います。

【事務局】

そうですね。

【小林会長】

御説明いただけますか。

【事務局】

そうしましたら、答申案について読み上げさせていただきます。

資料6を御覧ください。

個人情報の提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成28年5月13日28子育第200号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	潜在保育士就職支援事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
目的外提供の概要	保育士・保育所支援センターによる就労状況調査、再就職の意向確認、相談会・研修等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	北九州市、福岡市、久留米市

以上です。

【小林会長】

そうしますと、先ほど議論がありました、提供する個人情報は氏名と住所に限るというのを、これのどこに付け加えましょうか。

【事務局】

場所としては、個人の類型の下ぐらいが適当かなと思うのですけれども。

【小林会長】

では、このところに付け加えていただくと。

【村上委員】

参考資料のところを見ているのですが、様式として、提供する個人情報の種類というものがありますね。A3の資料ですけれども。

【小林会長】

すみません、何ページですか。

【村上委員】

例えば、147ページにいろいろと。どういう項目で書くのかなということをざっと見ていたのですが、識別される個人の類型、それから、提供する個人情報の種類という書き方で、その横に氏名と住所と。それで良いのかなと。

【小林会長】

そうですね。では、個人の類型の次のところに、識別される個人の類型という欄を設けて、そこに氏名及び住所と。

【村上委員】

氏名と住所ですね。

【小林会長】

そして、先ほどの個人情報保護審議会の諮問を受けてセンターへ提供されたのだということですが、これは付随的な条件ですので、記載するなら提供先の下ぐらい、備考欄でしょうかね。

【村上委員】

書き方として、個人の類型、次が個人情報の種類でしょう、ここに目的外提供の概要とありますけど、これは目的外提供の目的ですよ。

【小林会長】

そうですね。

【村上委員】

諮問書の中に、「提供する目的」とありますよね。目的を書かれて、その下に、今、小林先生がおっしゃっておられるいろいろな注意事項については、個人情報の取扱いということで一括してまとめられたらいいかと。

【小林会長】

では、もう1回確認しますと、事務の名称があって、所管課名があって、個人の類型があって、その下のところで提供する個人情報の種類を入れて氏名及び住所にして、そして、目的外提供の目的と。そして……。

【村上委員】

その中に個人情報の取扱いという枠を設ける。

【小林会長】

そうでしょうかね。そして、提供先ということで。そうしますと、個人情報の取扱いのところで何と書きますかね。「潜在保育士へ意向確認等をするに当たり、氏名及び住所の個人情報が個人情報保護審議会の答申を受けて、福岡県からこのセンターの方に提供されたことを周知すること」とか、何かそういう書き方でしょうか。

【諮問実施機関】

神奈川県で実施した際にもそういった注釈が入っていますので、適当な表現で文書を作成したいと思います。

【小林会長】

そうですね。ありますか。

【諮問実施機関】

神奈川県では、御本人様に通知するときに、「今回の調査は、神奈川県で保育士登録されている年齢35歳から55歳の方約2万人を対象に、現在の就労状況や働いていない方に対する再就職の意向を把握するためのものです。」と目的を書いています。「審議会の答申を得て」ということは書いてはいなかったようです。

【村上委員】

それは、支援センターが保育士さんに送る文書に付けた文書ですよ。

【諮問実施機関】

そうです。

【村上委員】

こちら側が支援センターに出すときの文書の話ですので。

【諮問実施機関】

失礼しました。

【小林会長】

文章としてはどうでしょうか。先ほど申しあげましたように、記載するとしたら、おそらく個人情報の取扱いという欄を一つ設けて、そして、「潜在保育士に再就職の意向確認等をするに当たり、潜在保育士に対して、その氏名及び住所の個人情報が条例第5条第2項第6号に規定する審議会の意見を聴いた上で必要があると認められ、県からセンターの方に提供されたということは何らかの形で周知すること」という条件を付けることだと思いますけれども。

【村上委員】

こちら側が支援センターに情報を提供するときに、支援センターが各保育士さんへ御案内を差し上げる文書の中には、県からこういう目的で、また審議会を通して、この二つの情報を提供してもらおうという手続をとりましたということを入れてくださいという話ですよ。そうすると、住所と名前がどうして分かったのかというのが、明らかになるということですね。

【事務局】

文面の例としては、「個人情報の本人への通知に当たっては、個人情報保護審議会に諮問し、答申を受けたものである旨を本人に通知すること。」とか、そういうニュアンスで出してみたいかがでしょうか。

【小林会長】

そうですね。そうさせていただきますか。

【事務局】

あくまで福岡県知事に対する答申でございますので、福岡県知事が福岡市なりに提供するに当たっては、そういう旨をきちんと伝えることという形になると思います。趣旨は同じですが、福岡県から本人に通知するわけではありませんので。

【小林会長】

要は、この審議会提供を認めるに当たって、こういう条件が付きましたということは、何らかの形で答申に明記したいということですね。

【村上委員】

本人さんから見ると、通知が郵送で来て、どうやって福岡市が自分の情報を知ったの

だろうか。そういう不安を払拭するために。

【小林会長】

では、文案はまた調整させていただくということにいたしましょうか。

【事務局】

よろしく申し上げます。

【小林会長】

では、それでよろしいでしょうか。

【村上委員】

すみません、細かい話ですが、提供先は福岡市で良いですか。支援センターと入れなくて良いですか。

【櫻井委員】

あくまで市の附属機関ですから。

【村上委員】

市でいいのですね。

【諮問実施機関】

市の直営ですので。出すとしても、北九州市、福岡市、久留米市から出すという形になっております。

【村上委員】

分かりました。

【小林会長】

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

では、以上で質疑を終わります。先ほどのとおり諮問実施機関へ答申したいと考えます。

引き続きまして、議題（７）「福岡県個人情報保護審議会の開催状況について」に移りたいと思います。

【事務局】

それでは、議題（７）について、資料７に基づき簡単に御報告をさせていただきます。昨年度の審議会の開催状況でございます。

全体会は４回開催いたしております。冒頭、課長の挨拶にもございましたように、番号利用法と行政不服審査法の改正に伴う個人情報保護条例の改正ということで、２件の答申をいただいているところでございます。

次に、第一部会です。

こちらにつきましては、審査請求事案ごとに概要説明、意見陳述、論点整理、答申案の検討の通常計４回の審議を行っているところでございます。昨年度につきましては１件の諮問がございましたが、この案件は比較的軽易な案件でございまして、概要説明と答申案の検討ということで２回開催しております。

続きまして、次のページの第二部会でございます。

こちらにつきましては、諮問案件ごとに、概要説明と答申案の検討の計一、二回の審議を行っているところでございます。昨年度につきましては、合計3回開催しております。番号利用法関係で1件、それから住民基本台帳法関係で2件の答申をいただいているところでございます。

報告は以上でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。

何か、御意見や御質問はありますか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

よろしいでしょうか。

それでは、以上で議題（7）につきましても質疑を終わりにして、最後に「その他」とありますが、事務局から何かございますか。

【事務局】

特にごさいません。今後の審議会の開催については、諮問案件の状況によって異なりますので、開催の折にはなるべく早目に開催のお知らせをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【小林会長】

基本的には、第何週の何曜日になるのですか。

【事務局】

毎月第3木曜日を予定しております。

【櫻井委員】

午前で良いのですか。

【事務局】

はい。午前10時からを予定しております。

【櫻井委員】

それでしたら何とか調整できそうです。

【事務局】

今のところ、見込みは立っていない状況でございます。申し訳ございません。

【小林会長】

では、以上でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【小林会長】

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

今日は本当に長い時間、いろいろな御意見をいただき、ありがとうございました。また、このような形で、できるだけ活発な意見を出し合って、良い結論を出していきたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。